

愛知県吹奏楽連盟規約

平成28年 4月23日改訂

第1章 総則

(名称と機能)

第1条 本連盟は、愛知県吹奏楽連盟という。

本連盟は、一般社団法人全日本吹奏楽連盟および東海吹奏楽連盟の会員連盟として機能するものとする。

本連盟は、中部日本吹奏楽連盟の愛知県支部として機能するものとする。

第2章 事務所

(事務所)

第2条 本連盟は、事務所を名古屋市中区栄1丁目3番地3号朝日新聞社名古屋本社におく。

第3章 目的および事業

(目的)

第3条 本連盟は、吹奏楽による音楽普及向上を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 吹奏楽および管・打楽器のための各種コンクール、コンテストなどの開催
- 2 吹奏楽祭、講習会、研究会などの開催
- 3 吹奏楽指導者の育成、研修
- 4 吹奏楽普及事業への助成
- 5 その他、目的を達成するために必要な事業

第4章 組織

(組織)

第5条 本連盟は、本連盟の目的に賛同する愛知県下の学校ならびに一般アマチュア吹奏楽団ならびに有識者で組織する。

第6条 本連盟は、一般社団法人全日本吹奏楽連盟に正会員として登録する。

(部門)

第7条 本連盟に下記の3部門連盟をおく。

愛知県小・中学校吹奏楽連盟

愛知県高等学校吹奏楽連盟

愛知県大学・職場・一般吹奏楽連盟

(以下、部門連盟という。)

第8条 各部門連盟には各部門連盟が定める理事長・副理事長・事務局長・事務局次長および理事をおく。

(支部)

第9条 各部門連盟は次の支部をおく。

- 1 東三河支部
- 2 西三河北支部
- 3 西三河南支部

- 4 名古屋支部
- 5 知多支部
- 6 東尾張支部
- 7 西尾張支部

第10条 地区割りについては総会において決定する。

第11条 各支部には支部長1名、事務局長1名および若干の理事をおく。

第5章 役員

(役員)

第12条 本連盟に次の役員をおく。

理事長 副理事長 常任理事 理事 会計監査 事務局長 事務局次長 会計局長
全国大会運営局長

- 1 理事長は、この連盟を代表し会務を統括する。
- 2 副理事長は、理事長を補佐し理事長に事故のある時はその任務を代行する。
- 3 常任理事は、常任理事会を組織し、会務を執行する。
- 4 理事は、理事会を組織し、会務を執行する。
- 5 会計監査は、会計の執行状況を監査し、その結果を総会に報告する。また、常任理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、常任理事会の議決に加わることはできない。
- 6 事務局長は、事務局を代表し事務を処理する。
事務局にはその事務を行うため有給職員をおくことができる。
- 7 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務を処理する。
- 8 会計局長は、会計局を代表し一般会計、特別会計を処理する。
- 9 全国大会運営局長は、全日本吹奏楽コンクール主管運営に関わる業務を処理する。

(役員を選任方法)

第13条 役員を選任方法は次の通りとする。

- 1 理事長は、常任理事会で推薦し、総会において承認を受ける。
- 2 副理事長は、各部門連盟理事長および総会または理事会で承認されたものとする。
- 3 常任理事は、理事長、副理事長、事務局長、事務局次長、各部門連盟の事務局長、会計局長、全国大会運営局長、各部門代表(1名)および各委員会委員長とする。
- 4 理事は、原則として常任理事および部門連盟副理事長、部門事務局次長、各支部支部長・事務局長、各支部代表理事とする。ただし、大学・職場・一般吹奏楽連盟においては、それに相当する数の理事を充てるものとする。理事には総会の承認により、学識経験者を加える事ができる。
- 5 会計監査は、総会または理事会で推薦し、理事長が委嘱する。
- 6 事務局長は、総会または理事会で推薦し、理事長が委嘱する。
- 7 事務局次長は、総会または理事会で推薦し、理事長が委嘱する。
- 8 会計局長は、総会または理事会で推薦し、理事長が委嘱する。
- 9 全国大会運営局長は、総会または理事会で推薦し、理事長が委嘱する。

(役員任期)

第14条

- 1 役員任期は2ケ年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠または増員によって就任した役員任期は前任者の残任期間とする。
- 3 役員は任期が終了した場合においても、後任者が就任するまではその任務を行うものとする。

(会長、顧問および参与)

第15条

- 1 本連盟に会長、顧問および参与をおくことができる。
- 2 会長、顧問および参与は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

第6章 会議

(会議の種類)

第16条 本連盟の会議は次の通りとする。

- 1 総会
- 2 理事会
- 3 常任理事会
- 4 幹事会
- 5 事務局長会
- 6 各委員会
- 7 顧問会
- 8 その他理事長が必要と認めた会議

(総会)

第17条

- 1 総会は、加盟団体の代表1名をもって構成し、理事長が召集する。
- 2 定期総会は、年1回、会計年度終了後すみやかに開催するものとする。
- 3 臨時総会は、理事長が必要と認めた時に開催するものとする。
- 4 総会は、理事会をもってあてることができる。

(総会への付議事項)

第18条

- 1 総会に付議すべき事項は次の通りとする。
 - ①事業報告及び事業計画に関する件
 - ②決算及び予算に関する件
 - ③規約の変更に関する件
 - ④役員の選出および承認に関する件
 - ⑤その他、重要な事項等に関する件
- 2 総会の議決を経た事業計画および収支予算の軽易な変更については、前項の規定にかかわらず常任理事会の議決によって行うことができるものとする。

(理事会)

第19条 理事会は、第13条の4に定める理事によって構成し、必要に応じて理事長が召集する。議長は理事長または理事長の指名したものが行う。

(理事会への付議事項)

第20条 理事会に付議すべき事項は次の通りとする。

- 1 事業報告および事業計画に関する件
- 2 決算及び予算に関する件
- 3 規約の変更に関する件
- 4 役員の選出および承認に関する件
- 5 その他、重要な事項等に関する件

(常任理事会)

第21条 常任理事会は、第13条の3に定める常任理事によって構成し、必要に応じて理事長が召集する。議長は理事長または理事長が指名したものが行う。

(常任理事会への付議事項)

第22条 常任理事会に付議すべき事項は次の通りとする。

- 1 事業計画および予算に関する件
- 2 総会に提出すべき議案に関する件

- 3 事業遂行に関する件
- 4 経理に関する件
- 5 規約、細則に関する件
- 6 役員及び会長、顧問、参与に関する件
- 7 社団法人全日本吹奏楽連盟、同東海支部および中部日本吹奏楽連盟等、他団体との連絡に関する件
- 8 その他、必要な事項に関する件

(会議の定足数)

第23条 本連盟の会議は、その会議を構成する役員の過半数の出席をもって成立する。ただし、委任状による出席を認める。

(会議の議決)

第24条 本連盟の会議の議決は出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は理事長の決するところによる。

第7章 会計

(会計年度)

第25条 本連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(連盟経費の支弁)

第26条

- 1 本連盟の経費は、各部門支部よりの負担金およびその他の収入をもって支弁する。
- 2 加盟団体は、連盟の定める所に従って年間の負担金を納入する。
- 3 新たに加盟する団体は、必要書類に加盟費を添えて所属部門連盟支部に申し込む。
- 4 所定期日内に連盟費が納入されない場合、連盟は、当該団体が脱退したものとみなすことができる。

第8章 規約の改正

(改正)

第27条 この規約の改正は、総会出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

第9章 補則

(細則)

第28条 この規約の施行に必要な細則は常任理事会の議決によってこれを定める。

(連盟の略称)

第29条 この連盟は単に愛吹連と称することができる。

(施行)

第30条 本規約は平成2年度より改正施行する。

平成5年4月17日改訂	平成7年4月22日改訂	平成9年2月21日改訂
平成9年4月26日改訂	平成11年4月24日改訂	平成15年4月26日改訂
平成21年5月9日改訂	平成22年4月29日改訂	平成23年4月30日改訂
平成24年4月28日改訂	平成25年4月27日改訂	平成28年4月23日改訂